

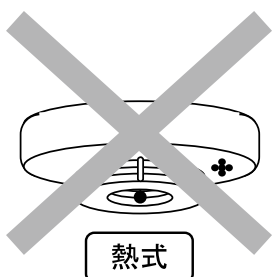
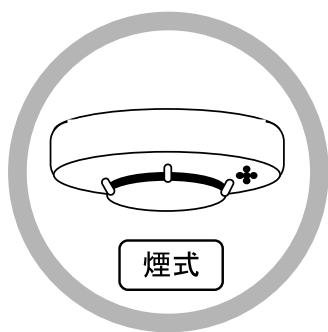
もう、付いていきますか？

住宅用火災警報器

6月1日から、住宅用火災警報器（以下、警報器）の設置義務化が始まっています。警報器を取り付けるときには、次の3つのポイントに注意しましょう。

ポイント① 購入は煙式警報器を

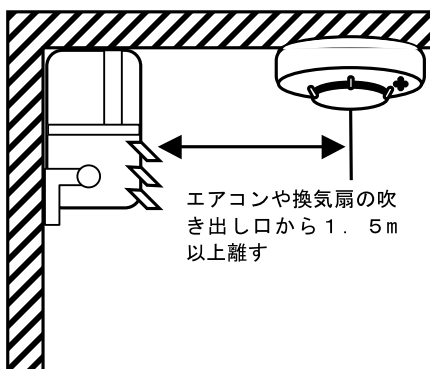
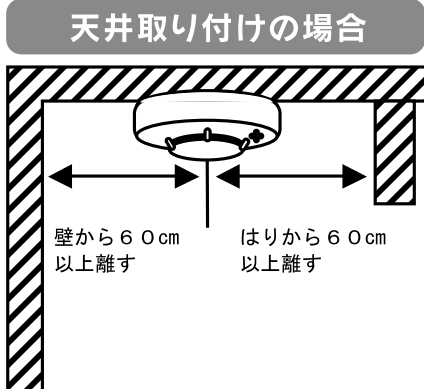
警報器には煙式と熱式があります
が、必ず煙式を購入してください。電
気店、ガス店、ホームセンターなどで
販売されています。警報音や音声付な
ど、たくさん種類が販売されている
ので、自分の目で確かめて購入して
ください。



ポイント② 取り付けは寝室に

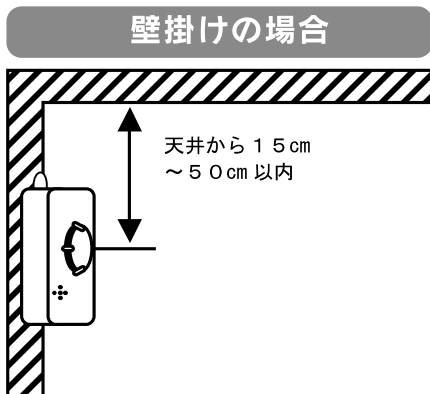
寝ている時に火事になっても、すぐ逃
げ出せるよう警報器は寝室に取り付け
てください。台所への取り付け義務は
ありません。

ネジ2本で取り付けられるものが多
いので、特別な資格は必要ありません。
取り付け位置は左図のとおりです。



ポイント③ 悪質な訪問販売に注意

消火器と同じような、悪質な警報器
の訪問販売が増えています。知らない
業者からは買わないようにしましょう。
もし、だまされて買ってしまった場合
には、クーリングオフの対象となります
ので消費生活センター ☎(03)3333-1333にお
問い合わせください。



消防本部予防課 ☎(63)1155
住宅用火災警報器相談室
☎0120(565)911